

第7回国立市保育審議会会議録

日 時 平成22年3月12日（金） 午後7時～午後9時30分
会 場 くにたち市役所 3階 第1・2会議室
出席委員 委員 9名
内 容

- ・ 前回の会議録の確認
- ・ 国立市保育審議会答申（案）について

【事務局】 では、お手元の資料の確認からであるが、まず順番に。事前に送らせていただいたのが、今回の保育審議会答申案である。次が、参考資料として、これは委員のほうから保育費を分析していただいた資料がある。あとは保育審議会についての意見及び要望というのをいただいておりますので、こちら。あとはこれも事前にお配りさせていただいた第6回保育審議会議事録。あとこれが今日予定には入ってなかったのですが、今日皆さんにいただいた保育審議会答申案に対する修正提案ということで、こちらの5点の資料があるが、資料のほうはよろしいか。

【会 長】 私の手元に国立市保育審議会についての意見及び要望ということで、会長あてということで、「子どもの権利条約を読む会」という方からご意見をちょうだいした。

趣旨としては、もっと十分に議論を尽くして、必要なら審議会の延長も考慮に入れて、しっかり保育理念について考えていただきたいということであろうと思う。ごもっともな提案だと思うが、以前から申し上げているように、私としては、この審議会に与えられた任期の範囲で、可能な限り議論を尽くす。そして任期の終わりに当たっては、とりあえずその段階での報告を出すということで進めてまいったので、そのようにしたいと思う。とはいえ、このご指摘そのものは十分承知しながら、できる限りのことをしたいと思う。

－ 議事録についての修正点の指摘 －

【会 長】 では今日の本論であるが、国立市保育審議会答申案ということで、これは私がまとめるということで、いろいろ文章をつくっている。これまでの議論と、それから前回以降に各委員の方からご意見をちょうだいして、事務局に送っていただいた

のを、私、拝見させていただいた。そして、そのままの文章を全部載せると、いろいろ量的には難しいところもあったので、文章上のバランスを考えながら、趣旨としてはすべて入れたつもりである。それから、「おわりに」という形で、まとめというものをつけるべきかということで、私のほうでもそれは本審議会の基本的理念というか姿勢というか、それをまとめたつもりである。

今回は、幼稚園・保育園保護者委員から非常に丁寧な修正のご意見を、修正提案というメモとしていただいたので、これについて検討するということが1つある。それ以外に、委員提出の資料をいただいた。説明していただいてもよろしいか。

【委員】 実は前回の審議会で、会長から、財政のことがよく見えないというか、わかりにくいという感想があったものであるから、私のわかる範囲で少しわかりやすい資料を作成できればという思いが出てきて、作成したものである。今日のご議論の中でも、こういう側面があることもご理解いただけるとありがたいなと思って、今日出させていただいた。

まず図表1であるが、何度も私のほうから繰り返させていただいた財政の側面からのお話である。今、国立市に3つのタイプ、私立保育園と公立民営保育園、それから公立保育園ということで、それぞれの園で、市内の児童1人当たりの年間保育経費というのは一体どれぐらいになっていて、負担割合はどうなっているのかというのを、図でかいてみるほうがわかりやすいかなと思って、図にしてみた。これはこの審議会で出てきた資料と、それからあと国立市の「事務報告書」というのがあるものであるから、それを使って調べたものである。

おおむねここで見ていただければわかるとおりであるが、1人当たり、例えば公立保育園、一番下のだと213万円で、そのうち国の補助が全くないというのが現状で、構成としては、国立市民の負担、それからそれが一番左側である。それから次の薄いところが都の補助、それから最後の一番右のところが保育料負担という形で、必要な費用が負担されているということになる。公立民営の保育所に関しても同様に計算していた。こちらについても公立であるので、国の補助が全くないと私は理解しており、そのとおりになっているのだが、大体、公営と同じような費用と、それから負担構造になっている。

これに対して、私立保育園の場合には、真ん中の黒いところが国の負担である。一番左は国立市民の負担であるが、黒いところは国の補助というのがあるが、さらに都の補助、それから利用者負担という形で財源構成がなされている状況である。前から申し上げているのは、この私立保育園と、それから公立の保育園を比較すると、大体1人当たりで100万円ぐらい、公立のほうが国立市民の負担が多いというような構造になっているところを、図で見ていただければなと思って作成したものである。その意味で前から申し上げるように、公立保育園を維持するのであれば、これだけの負担を国立市民がするということの合意はやっぱり必要なのかなというのが、私の印象である。

これが平均であるが、図表2では、これを年齢構成ごとに再推計したものである。一番右側に平均、例えば公立4園、4つの公立は平均で213万円。これは上の図表1

の公立保育園の213万円に該当しているのであるが、保育費用というのは年齢ごとに違ふと考えられていて、ほんとに完全な推計をすることは不可能であるが、下の注に書いてあるような方法で、年齢ごとに費用負担、かかる費用が違ふという、国の推計があつて、その比率を維持しながら、国立市でどうなっていると考えられるかというのを推計したものである。

ここで見ていただきたいのは、ゼロ歳児というのがやっぱり高くかかるという状況である。1、2歳児になると、費用負担はかなり緩和されてくるのであるが、ゼロ歳児はやっぱり、例えば公立の場合には1人当たり年間555万円かかっているという推計が出て、やっぱり保育というのはお金がかかる。私は必要だと思ふんだけど、お金がかかるんだという実態があると思う。これが私立になれば、先ほどの上のような構造を反映して、基本的に私立保育園のほうが、お金が安く、低い費用負担で保育ができるという構造があるものであるから、これが少し緩和はされるのであるが、それでもゼロ歳児は費用がかかるという状況がある。

これは、私自身がこの提案の中で、ゼロ歳児が待機児童で増えている傾向があるという話を聞いたのであるが、そこで多額のお金を費やしてゼロ歳児を増やすよりは、まずは1、2歳児のところを充実させて、1歳になったときに入れなから、ゼロ歳児から入れるということはぜひ避けてほしいなということをもメモとして書いたのであるが、そのことを、少しデータをもとにお話しできればと思つて作成したものである。それから、裏のほうは図表3であるが、国立市の子どもたちがどういう保育の状況にあるかということをも、また図であらわしてみたものである。例えば、一番左のゼロ歳児。国立市の子どもたちは大体、構成比で書いてあるのだが、ゼロ歳児のうち認可保育所で受け入れてもらっているのが大体15%ぐらい。これに加えて認証保育所で若干受け入れてもらっている。1歳児になって少し増えるのだが、前から申し上げるように、育児休暇が終わつて、じゃあまた職場に復帰しようと思ふお母さん方が出てきたとき、これぐらいの増え方では、多分受け入れは十分じゃないんじゃないかということをも、見ていただければと思つてつくつたものである。特に育児休暇との連携の中で、やっぱりどの年齢の子どもたちを増やしていくかというのは、非常に重要じゃないかと考へて、もう少し1歳児のところ、2歳児のところを増やしていくことがいいのかなというのが、ここであらわれているのではないかと、印象として持っている。

さらに、この下のほうのグラフで、共稼ぎ世帯の増加傾向を見ていただければと思ふ。これは全国のデータで国立市のもではないんだけど、共稼ぎ世帯がどんどん増えてきて、いわゆる専業主婦の方が減ってきている状況にあつて、これはしばらく続くのではないかと考へている。少子化で全体の国立市の人口も、上の図表3の注2にあるように、2035年にはかなり減ってくるという状況があるんだけど、それでもなお共稼ぎの世帯が増えていくことで、特に1歳児、2歳児の保育サービスというのは、これからも需要が続くのではないかと考へており、この1歳児、2歳児を何とか国立市の保育園でも受け入れてもらえるような施策をとってもらえるといいなという気持ちがあるということをも伝えるテーマということで、つくらせていただいた。

【会 長】 次にせっかく苦勞していただいた、この文章、保育審議会答申案に対する修正提案について、幼稚園・保育園保護者委員の連記であるが、事務局に読んでもらうか。それともご説明いただくか。事務局に読んでもらっても構わないが。

【委 員】 読んでもいいか。

【会 長】 では、読んでもらう。

【委 員】 いいか。そうしたら、申しわけない。前書きのところは省略するが、まずその前に、審議会答申が今回、会長の案がどういう感じでまとめられるかなと思っていたんだが、実際のところ、かなり努力して、我々のほうの提案も相当くんでいただいた形でまとめてくださっているなど、そこのところは敬服しているところである。それは非常にありがたいと思う。

その上で、趣旨としては、それをもうちょっと具体的に膨らませた内容にしたいという趣旨であり、1つは、特に委員の中ではおおむね共通理解が存在する、できたと思われる保育の質の維持、向上に関する部分について、もう少し文言を具体化できるのではということである。

2番目に、幾つか内容的に重複する文言というのが見受けられるので、これをできるだけ整理して、一本化したいということと、それから3番目に、これが多分、後ほど議論になると思うが、一部の極めてセンシティブな、委員の中でもかなり厳しい対立がある論点があるので、その点についてもうちょっと審議の実情を反映した形の表記に改めてもらえればなということ、この3点である。

1つずつ簡単に見ていくが、1番目は、わりと事務的なことだと思うのだが、子どもの最善の利益というところを生かしながら、やっぱり普遍的な国際法である子どもの権利条約にうたわれている理念に基づいてということ、明確に入れられればよいなという提案である。

2番目に、我々の出した素案の中で、4項目の囲みをいわば理念的な提案として、要点として出させていただいております、これについては会長からもぜひ取り上げたいということ、前回おっしゃっていただいたところがあるのだが、やっぱり文章がかなり長い文で続いているということもあるので、こういうところをぜひ踏まえた上でやっていきたいということ、目に見えるわかりやすい形でやるために、できたらこの枠で囲んでいた部分を、前書きの最後のところにそのままの形ででも入れていくと、より可視的でわかりやすいんじゃないかなというのが、2番目の提案である。

3番目は、保護者の労働権ということで、これは保育園の役割というところで触れておるけれども、保育の観点というのは重要なことはもちろんであるが、もっと幅広い意味での人権を確保していく上で、保育園は役割を果たしていくということ、もう少し明確にしていってほしいのではないかとということで、これもある種、実務的な修正提案になる。

4番目であるが、5カ所の公立保育園とあるところを、公設民営と公設公営の区分は、やっぱり明確にしたほうが正確なんじゃないか。やはり前回までの議論を見ても、実際には公立は4園という前提で、わりと話をされているところでもあるし、

かといって民間の園として実際に動いているわけでもないというところがある。会長のまとめていただいた案の中でも、公設民営の保育所の問題について、かなり明確に書いていただいているところもあるので、区分はより鮮明にしたほうが正確ではないかということである。

次のところは、幼稚園と保育園についてももう少し理念的なところを入れようという話である。幼稚園、保育園、「いかなる場であっても、子どもが豊かに育つ環境が大切です。月齢、年齢、しょうがいの程度などに応じ、それぞれの子どもの健やかな発育が保障され、憲法に定める生存権と一人ひとりの子どもがその子らしく生きる権利も保障されることが必要です」と。やっぱりこの部分が基本的な考え方だと思うので、ぜひこの前提、この考え方を入れていただきたいと思う。

それから6番目は、先ほど指摘もあったところであるが、これは私立幼稚園の実際の保護者の負担が大きいというところを入れておいたほうがいいかなということである。というのは、確かに会長が書かれておるように、乳幼児から子どもを抱えて長時間の保育をやっている保育園の場合に、(公費)負担が高くならざるを得ない面があるというのは、そのとおりだとは思いますが、ただやっぱり幼稚園の側の保護者の負担の問題というもの、それはやはり看過することはできないお話だろうと思うので、これはぜひ一言入れていただければと思う。ここは後でちょっと補足をしていただければと思う。

その次は、地域で施設の開放であるとか、子育て相談に応じるなど、地域の子育て支援の拠点としての役割を、幼稚園も保育園も担っていく、そういう機能の充実が望まれる。そこは我々もそのとおりだと思うが、ただその点、審議の中でも少し出てきたが、こういうことをやったら助成金も出すから事業をやってくださいみたいな形で、何か金で釣るといったらちょっと、そういう表現もあったけれども、しているかもしれないが、やはりそれによって、(私立保育園が)ポイントによって加算もかち取るために、無理をしてということになることへの、これは保護者から実際、懸念の声が挙がっていたことは事実であり、それを我々の素案のほうにも書かせていただいたということである。これは指摘という感じであるが、実際にこういう懸念があるという指摘があったことは、事実として加えていただきたいのと、本来の保育活動の中でやはり地域との結びつきをはぐくんでいくことが、本来あるべき望ましいあり方ではないかということは、踏まえたほうがいいのではないかとということで提案させていただく。

8番目は、これは後の問題ともかかわりがあると思うが、やはり公立保育園の役割の重要性ということを考えていく上で、この場にも資料(『くにたちの未来～公立保育園の役割を考える』)が提出されたので、これはぜひ最終的な答申のほうに資料添付をしていただければという、具体的な資料ということである。審議のときの検討資料ということで入れていただけたらと思う。

9番目であるが、私立保育園の意義ということについて、保護者側がつくったものよりも、かなり具体的に補強していただいているので、これはすごくよいことだなと思っているのだが、ただ、やっぱりこれだけを見ていくと、例えば前回の議論の中でも出てきたような、今もちょっと資料に出てきたけれども、全体的な1人当たりの経

費なんかで見ると、確実に私立保育園の場合は格差が存在することは事実であるし、運営費の補助における格差なんかがあるということは、前回も指摘があった。また、職員の長期在勤がなかなかベースアップの関係でやりにくいところもあるという話も出てきたし、また、耐震工事についても、今、私立保育園は1園がやっている状況であるが、そういう話だということも実際、議論の中に出てきたので、やっぱり実際に、そういう問題というか困難があると指摘されたところは、きっちりと現状を把握して支援を強化するということを、先ほど言われたが、入れていったほうがいいのではないか。それは率直に指摘をするほうが、審議会としてベターではないかということである。提案である。

10番目は、後ろの個別意見の列挙になっているところで、内容的に重なっているところもあるので、目的を明確にする形にしようという、技術的な修正である。「このこと」というのは、子どもに対する施策、保育事業となっている。

それから、11番目だが、国等への積極的な提言というところ。文章の趣旨としては、おそらく理解は我々と共通のものだと思うが、もう少し何の積極的な提言かということや文脈上もわかりやすくするために、後ろのほうに報告の形で載っていた、「現行の保育制度や最低基準を守るよう、また保育にかかる予算を増額するように、市から国・都に対する積極的な提言も望まれるところだ」と。「国等への提言」ということをもう少し具体的にしたい。特に、最低基準の部分というのは、保護者側が非常に重視しているポイントであるので、ぜひ盛り込んでいただければということである。

それから、前回も指摘したように、保育のあり方の全般的な問題の1つとして、保護者に対してのメンタルケアの問題というのは、ぜひ本文の中に入れたほうがいいのではないかとということで、これも後ろにあった項目をこちらに段落として盛り込んでみたらどうかということである。

12番目は、いわば詰め込み保育ということや、方策は未来を見据えた上では決して好ましくないという文面である。そこは全く保護者委員としては共感するところでぜひということなのだが、これをもう少し具体的にするために、「子どもたちが安全にのびのび育つ保育環境、保育士をはじめ現場スタッフが過重な負担なく安心して勤務できる環境を保障することが大切だ。現行の最低基準を緩和することに対しても、全国社会福祉協議会や日本保育学会など各方面から批判や懸念の声が挙がっている事実もある」という形で、少し具体的に補強したいということである。あと、「認可保育所の整備で対応すべき」という部分も、そのよしあしについてはここでも議論はいろいろあったが、「近隣の自治体において認可保育所の新設・誘致が行われている」というのは事実としてあるので、一応、その事実の指摘ということでは入れておいてしかりではないかとということで提案が出ている。

13番目だが、これは技術的な提案で、文意がやや違うところもあると思うので、句点で区切ったほうがいいのではないかとということである。

14番目は、文言修正みたいなものである。

15番目であるが、原案では、幼稚園型認定子ども園について、「生活スタイル・生活リズムの違う者同士と一緒に過ごすことになることなどから」ということであるが、

どちらかというとなが保護者側で、幼稚園側と認定子ども園についての懸念として持っているのは、認可保育所より基準が低く、国庫補助等も得られない無認可保育所を幼稚園に併設するという形だと思う。そのことから、「保育の質や幼稚園の経営負担などの観点から見て不安視する意見も出された」。こちらのほうが、不安の具体的な指摘としては正確だと思うので、こういうふうに改めていただきたいということである。これは、意見が出ているということで結構だと思う。

16番目の「幼稚園を活用することはそれほど有効な策とはなり得ないのではないか」という慎重な意見も多くあった。ここは非常に我々としても一致するところであるが、「認定子ども園を目指すにしても」というところであるが、「生活スタイル・生活リズムの違う者同士が一緒に過ごすことになることへの不安もあるから」という文は、むしろこちらのほうである。これは意見ということで結構であるが、していかれたほうが正確だと思う。「幼保連携型を中心として慎重に研究を重ねた上で、丁寧に追って進むことが必要ではないか」ということで、少し意見を補強していく形にする。

17番目は、後ろの個別意見のほうにあった老朽化・耐震化対策について、共通の認識として入れたらどうか。実際にこの段落では、「施設の耐震化など、子どもの安全面のための補助の拡充や」ということが書いてあるので、文脈的にここで耐震化の問題を入れても筋が通ると思うし、実際に耐震対策については、かなりこの場でも要望が強くあったことであるから、こちらに持ってきてもいいのではないかとということ。

18番目は、2の末尾の追加提案であるが、どのような施策を行うにしても、「保育サービス拡充のために施策を策定するに当たっては、まず市当局が認可保育所、幼稚園、認証保育所などの現場における実情をより直接的かつ正確に把握することが、大前提としてなされなければならない。その点で、特に保護者代表委員から現場の状況把握や視察が十分とは言えないのではないかと懸念する意見が出された」ということで、私たちが申し上げてきたところを、ぜひ意見という形で結構なので、補強していただければと思う。特にどういうふうな施策をやるにしても、とにかく現場で働いている人たち、子どもを預けている親たち、子どもの状況を踏まえた上で施策を決定する。いわば、机上の話ではなくて、それを具体的に把握した上で、何が質の高い保育を維持するために必要かという観点に立つことは、おそらく委員の皆様も共有していただける核心だと思う。これをぜひ入れていただきたい。

19番目は技術的な逆説詞というところである。

最後、20番目であるが、公立保育園の民営化について、2の2のところはかなり長い形で載っている。もちろん、会場のほうでは、推進すべきだという意見、それに対する異論と、かなりバランスを配慮して書こうと努められているところは、私たちとしてもよく理解したところではあるが、ただ、率直な印象として、この場での議論の中で、大勢が少なくとも現段階での民営化ということには慎重だという意見が伝わってくるところから見ると、意見があったと書いてあるとはいっても、相当分量が多い、前のめりという印象が否めないというところがある。

その点については、特にこれは非常にセンシティブな問題でもあるし、やはりここ

が2の2までの本体の中に入るかどうかというところによって、下手すれば委員の中で完全に意見が割れてしまい、成立もおぼつかないという話になりかねないところだ
と思う。むしろ、これは3番目の列挙事項の中に移して、実際の審議の中でも全体に
即したものに改めたほうがよいのではないか。

まず、1番目に、年間算出予算額云々というところであるが、委員が専門家として
このことを指摘され、それが組み込まれた意図は理解しないわけではないが、全くこ
れは保育園の子どもが特権的な立場を享受していると非常に誤読されやすい表現であ
り、これを実際に市民の側として見たときに、保育を必要とする家庭に対する誤解を
与えかねない。いささか不穏当な文言ではないかと感じる場所である。少なくとも、
保護者代表委員としては、ぜひこういう表現は使っていただきたいくない、責任を負い
かねないというところがある。

それから、2番目は、「民営化して、それによって生まれた財源が待機児童の解消策
や保育サービスの充実などに充てる可能性が生まれることが考えられる」とあるが、
「考えられる」だと審議会の意見としてそう考えられると言っているような印象があ
るので、そういう論拠に基づいた意見だという形にしていきたいということである。

その次に、慎重に議論していくという会長の意図は理解するところであるが、「慎重」
という言葉があるとはいえ、議論を進めるという雰囲気にとられるような文言は、今
の段階では控えておいたほうがよいのではないかとということである。

次に、「早い段階から民営化について検討していれば、市の財政が立ち行かなくなっ
た段階で選択肢がなくなって民営化した場合と比べ、むしろ子どもが急激な変化にさ
らされないという面があることも指摘されている」と、この「指摘」は、この場での
委員の中からもあったが、答申の中に書いているのは、いささか仮定の前提に基づい
ている話ではないか。むしろ、民営化ありきという誤解をやや持たせる表現だと考え
られるので、これもできたら削除。

18行目から20行目の公立保育園の民営化に対して慎重な意見がいろいろ出てき
たわけだが、それについて、長くなるので読み上げないが、そちらも実際に挙がって
きたことを組み込んでおきたいということ。そして、「民営化の是非という重要な政策
決定は、直接の当事者である園児の保護者や、保育士ら勤務者の声に最大限配慮し、
それによって生じるであろう影響について十分に研究した上で、なされる必要がある」
ということを補足する。

特に、これは意見が一致しないことは明らかであるので、実際、意見としてあった
ものを、さすがに全部は申し上げられないから、やはり審議会として一致した結論と
いうものではないという3の部分で、まとめて移したほうがよろしいのではないかと
思う。これは、特に答申のこれまでの文言の中でも、公立の役割の大きさということ
も2ページで触れられているし、3ページのところでも、それぞれの創意工夫によっ
てよりよい保育になるよう努め、相互に協力していくことが未来の国立市にとって大
切であるということがあるので、「公と私が協力し、それぞれの創意工夫でやっていく
のが大切だ」と書いてあるが、これを本文に入れるのは矛盾があるという観点。

あと、私立保育園の公立化というのは、実際には現実的ではないのと、私立保育園の努力や存在意義を否定するような形で受け取られかねないと思うので、これは削除したほうがよかろうという形である。

【委員】 今説明があったところに、私から補足させていただく。2ページ目の(6)についてだが、10年間に及ぶ保護者負担軽減補助金の据え置きについてだが、こちらは第一子におけるということで、つけ加えていただきたいと思います。第二子以降というのは、累進加算として第一子にプラス200円として補助されているわけだが、第一子におけるものは3,000円という形で補助いただいているが、10年前から3,000円アップになって10年間変わらず、現時点でも3,000円ということで、毎年アップの要望はしているわけだが、幼稚園9園の保護者にアンケート調査をとった結果、国立に対するイメージとして、住む前のイメージは文教都市として教育に力を入れているということや、子育てしやすい環境というのがイメージとしてあったのだが、住んだ結果、子育ての経済的負担が大きいというのが、回答いただいた方のほぼ半分の方からこういう意見をいただいている。そういうものを考慮して、このような形で補足させていただいた。

【会長】 ありがとう。

【委員】 会長のほうが前文のところ、4行目の後半から、特に共有できる認識として、「子どもの最善の利益を最優先に考えるということがあった」と書かれているので、この答申(案)全体が子どもの最善の利益ということが、すべてのベースにあるのだと思う。そういう視点でみると、先ほどの公立保育園の民営化というところは、それは子どもの最善の利益なのかというと、やはり疑問の残るところなので、先ほどご説明して下さったように修正していただきたいと思います。

【会長】 では、順番に見ていきたい。1つ1つを非常に詳しくというわけにいかないのですが、大体了解できるものは私にお任せいただき、場合によって、最終的にまとめたときに、てにをは程度は動くかもしれないが、趣旨を変えずにいい流れでやりたいと思う。

【委員】 非常に私はこういう案が出てきたことを個人的には残念に思っている。会長がお忙しい中、こういう案をつくっていただいて、最初にお話があったように、ほんとうにうまく、バランスよく案をつくっていただいたというのが率直な印象である。そういう中で、もちろん貴重なご意見もあるので、取り入れていける部分も多いとは思いますが、事実そういう意見があったことはあったとしても、こういうふうにどんどん入れていくことで、せっかくつくっていただいたバランスを壊してしまうところが出てくると思う。これから議論していく中で、今から議論していくことになると思うが、そういうことを入れるのであれば、私は違う意見、もう少し分量を増やしていただかないと、またバランスが崩れてしまうということがあると思う。

そういう意味では、私自身は、ほかの委員の方のご意見もぜひ伺いたいと思うが、ここで取り入れるべき、私も幾つかお話しさせていただきたいことはあるが、最低限の修正という形で、事実の誤認とか、よりよい表現があるといったことぐらいにとどめて、切り刻んで削除とか、これを10行ぐらい追加とか、そういうのは受け入れが

たいと感じているので、それをやり始めたら今日は帰れないのではないかと思うぐらい強い印象を持っている。そういう受け入れがたいものもたくさん出てきているということで、どういうふうに進めていくかというのも、ご検討いただければいいのではないかと思う。

【委員】 申し上げておくが、切り刻むようにとおっしゃるが、我々のほうは、やはり最初に申し上げたように、会長がこの形でまとめられた案というのは、非常にできたものだと呼んでいる。やはり文章として具体的に書かなければならない。ページ数としてはこれだけになってはいるが、全体の中で言えば、そんなにいじくりまわったという話ではないわけである。

【委員】 そうは思えない。

【委員】 決して否定的なものだとは思わない。いずれにしても、そこは議論していけばいいと思うが、ただ、先ほど申し上げたように、公立民営化の点については、いささか実態の議論とはずれ過ぎているということはある、そのところはかなり我々の提案では大きく手を加えた形になっているので、気になることは理解するが、別にそれを完全にここから排除しようという話ではなく、ちゃんと採択のところへ持っていこうと申し上げているわけである。

【委員】 それはもう全然違う答申（案）になってしまうような印象が私はある。

【会長】 ほんとうはじっくり議論したいのだが、ある程度、今日片づけなければ困るので、やはり3名の委員のご提案であるから、私は重みがあると思う。それから、最後の民営化の可能性や財政的問題については、もう少しまた別な提案もあるのだろうと思うが、その前の段階について言えば、趣旨を明確にしたり、単純ミスを直していただいたりということであるので、おおむね受け入れられるものではないかと、原案をつくった人間としては考えている。

最後のところは、位置をずらすことと、多少表現が変わるわけであるが、そこは後で議論していただきたいと思うが、最後にずらすということとともに、幾つか最後のほうで併記したものを前の本文にも入れているので、最後のところの「その他」というか、表現の見出しが、委員のご主張をもう少し生かす形はできないかということの後で申し上げる。

それから、この問題について、例えば私が委員として申し上げれば、民営化を主張する気は一切ないが、少なくとも財政問題をきちんと事実に基づいて考える必要があると思うので、その事実は明らかにして、市民の判断の根拠なりデータなりを出すのは、我々の義務と思っている。

【会長】 まず、せつかく番号を振っていただいているから、それでいく。

(1) 子どもの権利条約。これはそのとおりであり、よさそうなのでいいか。

【委員】 はい。

【会長】 それから、その次、保護者素案の枠組み4理念というのは、私はなるだけその趣旨は入れたつもりではある。要するに、守っていきたい国立の保育幼児教育の考え方みたいなものについて、ただ、この文そのものをそのまま入れるというと、バランスが悪く感じがあるので、趣旨として4項目入れるという形でやらせていただけ

ればありがたい。

【委員】 4項目の中の、1項目目、今ここにともに生きている子どもたち存在そのものが大切にされ、かけがえのない命と健康が守られる保育というところ。これは、先生の前文の中のところにも「子どもの存在そのものが大切にされ」ということで、盛り込んでいただいている。それで、2点目、3点目、4点目というところでは、なかなか見えにくいように感じた。やはり保育というのは、集団生活の中で得ていくものがすごく大きい部分があると思うので、その辺をわかりやすく答申の中で入れたいということで、項目立て、囲みにするかどうかは別として、1、2、3、4という形で、見てこれが守りたい保育だというのがわかる形にさせていただきたいと思う。

【会長】 わかった。そういう方向で修正する。その辺でよろしいか。

そうしたら、3番であるが、それを通じて保護者の労働権をも保障するという役割があると。私は法律用語はよくわからないが、働きたい保護者のために、保育にかける状態が生まれるわけであるから、保育所の業務としてそういうものだろうと思っているが、これはいいか。特になければ先にいく。

それから、4番は事実として直していただいたものでよろしいかと思う。

5番であるが、これも憲法までさかのぼってというのは、我々が共通に理解しているところだと私も思っている。

6番のところは、先ほどご修正いただいたわけであるが、第一子についてということを入れれば、この文で多分いいのではないかと思うが、よろしいか。

7番であるが、これも議論の中にあつたことであるので、これもよろしいのではないかと思う。

【委員】 バランスという意味では、私は会長のが一番だと思っている。ただ、指摘された文字の変更については賛成するところは幾つかあるのだが、どこかを出していくと、一方の意見もというのがあって、私立の園長会としては、一応これを全部ファクス流したのだが、会長はよくまとめられたということで、皆さんご了解いただいて、もちろんこういう一面というご指摘もあろうが、いろいろな活動をしていって、それが果たして否定的な部分だけの評価なのかどうか。それは仮に自分のところだから言いにくいですが、それをいい方向で受け取っていらっしゃる方もいると思うので、やはり否定的な意見という話になると、肯定的な意見も同様に載せてほしいというバランスになってくると思う。

【会長】 なるほど。

【委員】 例えば国立市民という視点で考えたときに、税金の公平性ということで、やはり私なんかは、いわゆるポイント制があろうとなかろうと、サークルに支援に行くとか、出前保育するとか、うちの職員たちはみんなそういう話をしていて、せいぜいポイント制でお金がついてくれたので出やすくなったという程度で、もともと私立の保育園というのはそういう役割をこういう時代にあつて、育児支援という視点からやるべきだと考えている職員がうちでは大勢である。

【会長】 なるほど。そういうご指摘だと、むしろ入れないほうがよいということになるがどうか。

【委員】 一応補足であるが、ここに書いてあることは、こういう地域事業に貢献するということがよくないということを書いてあるわけではなく、そういうことがポイントという形で、言うなれば補助金なんかと結びつけられるような形になっていくということが、逆に負担につながっていくところがあるのではないかと、これは保護者側からの立場を指摘したものであり、あくまでもポイント制というところが要点であり、地域事業にかかわることをやってはいけないと言っているわけではない。むしろ、今、言われたように、そういうことがあろうとなかろうと、やっていくということは、むしろ理念としてそこはよかれということであって、そういう趣旨だご理解いただきたい。

【会長】 ただ、私立保育園、国立市の具体的な活動はよくわからないが、私立保育園、多くの地域では、ポイントという言い方には抵抗があるが、さまざまな子育て支援事業にきちんと補助金を出しなさいという要求なりをしていると思うが、それをポイントと言ってよくないと言われると、補助金の根拠がなくなるのでまずい。

【会長】 特に、ここは私立保育園側への意見であるので、私立保育園の代表委員の考えがやはり優先されて書いたほうがいいのではないと思うが、いかがか。

【委員】 そうすると、ちょっとほかのお二人の考え方もあるが、逆にどういうふうな形で文言を、さっき肯定的なほうとも言われたが、どういう形で表現できるかという提案があればそれを見て考えてみてはどうか。

【委員】 今からそれをやるのか。

【委員】 それはやって当然である、それぐらいは。やっぱり、きちんとしたものをつくろうと思ったら、その手間はいとうべきではない。

【委員】 いや、でも、きちんとしたものを、私はバランスよくつくっていただいている、原案をつくっていただいていると思っている。

【委員】 もちろん、それはそうかもしれない。

【委員】 それをよりよくしたいということで、私たちは。

【委員】 お気持ちはわかるが。

【委員】 私たちも委員として出ている責任もあるので、保護者の代表で出ているので、よりよいものをつくりたいという気持ちでやっている。

【委員】 お気持ちはすごくよくわかるのだが、ただ、この手続を進めていくと、ほんとうに今日は帰れないというか、ということがあり得ると思うので。

【会長】 ぎりぎりの時間になり得るが。

【委員】 わかった、ぎりぎりまで。

【委員】 ちょっとお伺いしたいのだが。

【会長】 どうぞ。

【委員】 最初から、保護者の代表であるとか、幼稚園の代表だとかということが、随分この審議会の中で出ているが、これはそれを強調する審議会であるか。

【会長】 いえ、それぞれは選出母体はあるが、選出母体の意見そのもので発言しているわけではなくて。個人として委員である。

【委員】 もし、代表として出てきて背負っての意見を言わなければならないとすれ

ば、それは私はとてもここにはいられない。やっぱり、自分の経験、あるいは自分の物の見方、考え方、そういうものをこの審議会の中で十分に生かして、みんなでバランスよく話をするというのであれば、この席にいられるが、背負ってきて、それを背中に置いての意見でなければだめということを強調されて、この審議会の答申を出していくのはかなり難しいことではなかろうかと、そんなふうに思っているが、いかがか。

【委員】 ちょっと誤解があると思うが、もちろん、これは我々自身も自分で考えて、自分たちでこういう、我々だって実際に保護者として、保育園の現場なんかを自分たちなりに見て考えてきていることというのはあるわけだし、もちろん、幼稚園なんかでもそうである。やっぱり、そのことを踏まえた上で、もちろん、自分自身の意見ということ、これは出しているところである。

だけど、同時にそれが、我々は別に利益団体の代表としてここにいるわけではないが、だけど現在に、我々は公立保育園の保護者、私立保育園の保護者、幼稚園の保護者というカテゴリーでここに選出されていることは事実であって、そうである以上は、やっぱり保護者がどういうふうな視点を持っているかということ、保護者の視点からできるだけ反映させようと努力するのは、やっぱりそれは我々の委員としての責務だと思っているので、それは必ずしも矛盾はしないと思っている。

【委員】 それはよくわかっているが、最終的にみんなの意見があるから、みんなの意見があるからと言われると、何かそちらのほうに比重がかかって発言をしているんじゃないかなと思わなくもないところが私にはあるので、ちょっとこの審議会の一番最初のもとというのはどういうふうなことで始まっているのかなと。みんなでそういうものを背負って、その中の意見を言い合うのであれば、それを強調し過ぎてはならない。

【会長】 そうである。

【委員】 それを強調し過ぎてはならないと思うので。

【会長】 ご指摘のとおり進めたいと思う。

【委員】 ぜひそのようにしていただきたいと思うし、私もこの答申を読ませていただいて、ほんとうにバランスのいい、最初からの議事録が全部あるし、貴重な意見もたくさん伺えたり、ほんとうにそうやるべきだ、こんなふうにしなきゃならないというような意見もたくさん聞いて今日に至っているが、では、バランスよくこれをどのように答申するかというところにもものを持っていったときに、私は会長の、ほんとうにいい答申をお出しくださっていると。

これで、まだ何かがあるのであれば、別なものを立ち上げて、もっと真剣に徹底的に時間をかけてなさればいいのではないかと、そんなふうに思うが、いかがか。もっとほんとうに徹底的にやっていただければ。それは、やっぱりこういう、背負わないで聞いて平均的な話をするということよりも、もっと違ったところで違った議論をして、市のほうに上げていただければよろしいのではないかと思うが、今回の場合は、平均的に国立市の皆様のことを考えながら、平均的な答申を出さなければならないと私は思っている。

【委員】 それは何か国立市民のことを考えずに、我々が物を言っているという感じである。

【委員】 いや、そんなことはない、そんなことはない。

【委員】 我々のほうは、それはもちろんおっしゃるとおりで、ほんとうはもっと時間をかけて、徹底的に審議しなくては思う。ほんとうだったら、保育審議会の継続ということであれ、あるいは、全く別の形で国立の保育理念を掲げていくというような新たな審議会をつくるということであれ、やっぱり半年ということに限らず、もっときちんと実地調査をして、もっと徹底した審議をしたほうがいいと思っている。それは許容する。だが、実際に任期が限られていて、今日と予備日が仮にあったとしても、2回という限られた中で答申をまとめなきゃならないからこそ、我々のほうができるだけのことをしたいということは出していく。

こちらのほうも、例えば素案として我々が出したことを全部答申にせよと言っているわけではないわけである。我々のほうも、かなりそこは会長の案も尊重して、随分控えているつもりではいるので、そこはちょっと誤解をしていただきたくないと思う。ただ、この点については、実際に施設長の立場からのご指摘があったことは事実であるので、これをこのままでいくのか、また修正を入れるのかということは、そこはわからないが、いずれにしても、また修正してもう1回やるかもしれないということであるならば、まだ予備日があるわけだから、少しそれをどうするか検討しても、そこは構わないのではないかと思うが、いかがか。

【委員】 では、ちょっと置いておいてもらって、8から先を少し、時間のこともあるので。

【会長】 では、次、資料としてつけたいということであるが、報告書というのは、毎回出されている資料等は全然載らないのか。この薄い数ページ、数枚だけであるか。

【事務局】 別に参考資料という形で、資料という形で、例えば審議会の経過とかいうのをつける。答申には最低限の資料、確認された資料を載せる。

【会長】 付録だか、資料というか、名前はともかくとして出していただくことによるしいか。

【委員】 はい。

【会長】 それから、9番であるが、これもこういうご指摘があったような気がするが、いかがか。

【委員】 この点については、基本的には既に書かれている部分が多いのではないかと思うが、その意味で改めてここを書く必要はないように、耐震化の話も出てきていたし。

【会長】 そうだったか。

【委員】 運営費補助の違いは、ちょっともしかすると出たのかもしれない。それから、職員の長期在勤の困難というのは、先ほどの理由で私立の認可保育所で長期在勤ができない、非常に難しいというような、そういうことを改めて指摘することがいいのかと聞かれると、また幾つか反論が出てくるような気はするが、その意味では、もとのもので、十分かどうかはわからないが、バランスよく説明されているのではない

かという印象があるのだが、いかがか。

【会 長】 これも私立保育所への指摘という形での提案であるか。

【委 員】 そうである。ちょっと統一的に、ここはちょうど公立保育園と私立保育園のそれぞれの役割とか何かについて書いているところであるので、そういうところに少しまとまった形で記したほうがいいのではないかなということである。

書かれていることというのは、例えば耐震工事のことはこれまでも出てきたことであるし、運営費補助とか、職員の長期在住の困難というのは、まさに前回のときに、私立のほうがベースアップなんか、ある年齢から上は難しいということで、10年、15年ぐらいになるとというような話がちょうど出てきたところでもあるし、実際にそういうふうな、やっぱり支援の必要な部分というのがあるわけだから、ぜひしっかりサポートして欲しいというのは、配られた資料とかを見ても、実際に私立保育園に対する負担の額というのは、全体としてはやっぱり少ないのは確かなことであるので、こういうことは、実際に話題で出てこなかったのだが、出てきていることなので、やっぱりそういうことを省くのではなく、ちょっとまとまった形で増したほうがいいのではないかとこのところである。

【委 員】 ちょっといいか。長期在勤の困難と言われると、ちょっとその辺が微妙であるが、ちょっと事務局の方に伺いたいのだが、いわゆる民改費とかで勤続年数の平均が出ている。大体十二、三年ぐらいは平均でもある。

【事務局】 園によっては、かなりそれが高いところもある。

【会 長】 だから、前のご指摘は、長期に在勤して、公務員並みにベースアップするわけではないという話をしているのであって、私立保育園、それなりに長い方は長い。

【委 員】 それなりに長いので、うちなんかでも。そこまでとすると、ちょっと違った意味にもとれるので、語句の問題かもしれないが、そういう問題とはちょっと違うような気がする。

【会 長】 そうである。そういう意味では、誤解を招くので省いたほうがいいと思うが。

【委 員】 運営費補助における格差というのがよくわからなくて。

【会 長】 格差は、まさにこの話なのであろう。

【委 員】 公立保育所は、運営補助が出ているわけではないよね。

【委 員】 それは、前回、たしか先生が言われたことだと思うが。

【委 員】 国からの補助がないということを行っているのか。

【委 員】 運営費補助という意味がよくわからない。

【委 員】 議事録などを見ていると、その部分については、確かに差があるということ言われていることだと思うが。

【委 員】 ちょっと議事録を確認していないのだが。

【委 員】 運営費における市の負担というのが違うということか。

【委 員】 だから、市の負担が、同等にすべきであるというふうに素案の中で書いてあったところで、それはちょっと事実誤認だということで、指摘されて、まさに今日グラフで出ているようなことがあったと思うのだが、その議論の後のほうで、でも、

運営費についても実際にちょっと差があるというようなことを言われていたところがあつたはずである。

【委員】 ちょっと私も不確かな発言をしていると思うので、さかのぼってここにあつたと言われてもちょっと困るのだが、実態としては、運営費補助に格差があるというのは、よくわからない表現になってしまって、私が不適切な発言だったのかもしれない。

【委員】 運営費の歳出額のレベルで見ると、確かに公立のほうが高く、私立のほうが1人当たりで見ると低いと。1カ月、公立だと17万ぐらいなのに対して、民間だと12万ぐらいという形で、確かに運営費のところで支払われている額は民間のほうがやっぱり低いということがあつると、この文言である。

【委員】 格差とは言っていない。格差というのは、特別な言葉、意味があるので。

【委員】 いや、格差という言葉は使っていない。

【委員】 差があるということであれば、運営費補助の差というのを指摘して、何か意味があるかとよくわからないのだが。

【委員】 今、幼稚園・保護者委員の出されたこの案がもとに進められているのだが、私もいただいた案に基づいて、ちょっと疑問点とかを出して、自分で書いてきただけであるが、その疑問点の1カ所は、今やっているのが、(2)の保育園の公立と私立についてというところが9番までか。

【会長】 そうである。そこであれば、どうぞ出していただきたい。

【委員】 タイトルである。保育園の公立と私立についてというタイトルがついているが、もともとの答申のところが、単に、公立と私立についてということだったように確認したのだが、よろしいか。

何でそういうことを言うかということ、3番目のその他のところに、幼稚園には公立がないのでガイドラインが云々という項目があつたと思うが、公立と私立についてということを書くのであれば、3のその他のところに載っている幼稚園の、公立のない、私立だけの今の現状というの、ある意味、この場で、公立、私立というところで意見が出てきているので、(2)の保育園の公立と私立についてという項目ではなくて、単純に公立と私立についてという項目にして、3番目のその他に載っている幼稚園のことを本文のほうに盛り込んで、非常にやりにくい面があるみたいな、ちょっとそういう表記にしてはどうかと思ったのである。

さっき委員がおっしゃった3番目にあるのと、本文中に盛り込まれるのとは、私はやっぱり意味が違うと思う。なので、幼稚園の、それは1つのやりにくさの問題でもあるし、幼稚園の保護者の人たちにとっても、非常に悩みの部分かなとも思うので、きちんと本文に盛り込んだほうが私はいいいのかと思ったのだが、いかがか。

【会長】 わかった。よろしいか。では、工夫して入れることにする。

時間的なことを考えると、今のというのは、こちらの答申(案)で言うと、今ページが、公立と私立についての終わりのところまでである。3ページの真ん中ということになる。そこまでの範囲でほかにあれば、今承っておいたほうが、よろしいか。ほんとうに、てにをは程度は後で事務局のほうにおっしゃっていただきたい。

では、先に行って、また修正のご意見のほうであるが、10番のところ、これは単にこのことを明確にさせていただいただけだと思うので、よろしいかと思う。

11番であるが、これは後のほうの、あれこれ列記した中で大事であるという意味で加えていただいたということが1つと、国への積極的な提言の中身も書いていただいて、国への積極的な提言の意味はまさにこのことなので、これもよろしいのではないかと思うが。

【委員】 11のところで、上のほうの最低基準を守るところに関しては、私自身は、もちろん保育の質は維持向上させたいと思っているが、もう少し柔軟に基準を見直してもいいのではないとちょっと思っているところがある。

【会長】 なるほど。

【委員】 例えば、そういうところがあるので。ここは1つの意見ということで、あるいは、柔軟な最低基準への見直し、最低基準の柔軟な見直しということもあり得るという意見もあったというのを追加されるのであればいいと思うが。

【会長】 国への要望で柔軟になっていってもしようがないので。

【委員】 確かにそう、それもある。

【会長】 そういう意見もあったという形で、最低基準のあり方、柔軟にというのはすごく方向が出ちゃう感じがあるので。最低基準のあり方について議論をする声もあったぐらいに、弱くしか書けないと思うが。

【委員】 最低基準は、今、日本の保育の最低基準というのは、世界で見ると最低レベル、それをさらに見直すというのは、それは下に基準が下がっていくと思うのだが、それを、最低レベルはやはり守っていかなきゃいけないレベルだと思う。

【会長】 私が今提案したのは、もっと微妙な意見だったのが、最低基準のあり方を検討するというのは、議論の結果下げることもあるし、上げることもあるし。実際には、ほとんどの自治体はどうか、東京のほとんどの自治体は、国基準よりも高い基準を最低基準にしているから、実を言うと、国基準を守って、それを自治体で守れといっても、ほとんど実態としては意味がない。だから、最低基準をただ守れというだけではほんとうはだめなので、最低基準のあり方を議論するぐらいが比較的いいところじゃないかと私は思う。

【委員】 私も最低基準に関しては、いろいろ考えるところがあって、最低基準を見直したときに、やはり委員がおっしゃったように下がることのほうが多いかなと。国立も国立基準というので、3歳児を2人体制でやってきたが、国基準がこうだから、都基準がこうだからといって、今は3歳児は1人担任にさせていただきたいという形。だから、絶対、最低基準というのは最低基準である。それを上回るように変わるということは、今の世の中ではほとんどないんじゃないかと私は思うので、最低基準という言葉だけで考えていってしまうのはちょっと危険かなと思うが。

【委員】 これは、やっぱり市だけでやっていくことというのは、なかなか大変なところもあるかもしれないと思うので、会長の言われたように、実際、国なんかに対しての働きかけという文脈で入れていっているというところはあるので、そういう理解で結構かなと思うが、最低基準のところには、やっぱり、そういうので保護者を代弁

してと言ったらいかんとか言われたら非常に困るのだが、実際に子どもを預けている者の目からしたら、やっぱりこのところはすごく大事にしてほしいなと思うわけである。

さらに現在の国水準より下げていくというのは、どれだけ現場や子どもに対して負担になるかというのは、やっぱり実感として感じたことでもあるし、また、この件については後ほどの案の部分でもあるが、やっぱり社会福祉協議会であるとか保育学会なんかも、実際この点では意見が出されているところでもあるので、そういうところを踏まえて国ももうちょっと施策をやってほしいと、市のほうからも提言していったほしいというコメントであるので、そういう範囲でちょっと考えていただければと思う。

【会 長】 ということ、私の今の提案は、修正の意見を生かしながら、最低基準のあり方について議論を深めていくというぐらいにさせていただけませんかということである。では、次に12番。

【事務局】 すまない。今のところの後段の部分であるが、この項目は保育のあり方についてという項目なので、それは子育て支援なので、それで、その他へ今まで入っていたので、後段のメンタルケアとか、いわゆる家庭への支援というのは。

【会 長】 そうである。それで、その他全体についてのところは、後にも出てくるわけだが、今いわばおまけみたいに書いてあるわけだが、きちっとそれ以外の問題ということで位置づけて、そこに子育て支援とか、後に出てくる財政的な問題とか、もちろん、多数意見でまとまったという意味ではないのだが、そういう形で書くという形にするとおさまるかなと思う。

【会 長】 いずれにしても、いただいた文章は生かすようにしたい。これは今11番であるが、ということであるが。

【委 員】 今の事務局の説明は、それはそれでわかるのだが、だから、おっしゃるとおり、やっぱり広い意味での保育のあり方という点にもかかわることで、まさにこういう保育をやっていく中で派生していく、ケアという問題であるし、実際にそういうところというのが、例えばストレスからいろいろな虐待とかの問題というのが社会的にも深刻化しているということを考えれば、積極的に取り上げてもいいのだろうなと。

【会 長】 いや、積極的に取り上げることは私も大いに賛成であるが、だから、3、その他、全体じゃなくて、何か積極的な見出しを置いて、その下みたいな。今、事務局からご指摘があった、よく考えてみたら、家庭訪問事業等々はやはり行政の枠で言うところと保育ではない。だから、混乱を招きかねないという指摘はごもっともなので、しかし、この文章はよくできている、ありがたいものなので生かせるといいと思う。

【会 長】 では、12番であるが、先ほども出てきたことの続きみたいなものであるが、保育環境としてスタッフの負担なくということと、社会福祉協議会、保育学会の批判、近隣自治体における例というのを加えていただく、ここはどうか。

【委 員】 ただ、厚生労働省として、限定つきではあるが、最低基準を見直すことを自治体に任せるといふような判断があったわけであるから、それなりの、つまり、少しは緩めても大丈夫だというような、自治体、都道府県の責任において認めてもいい

というような、そういう議論もあるわけで、それをこれに加えなければ、結局バランスが悪くなると思うが。

【会 長】 保育所は市町村であるから。ただ、今のところ、自治体で勝手に基準を決めていいという話ではないので、極めて例外的なものである。それから、現実問題として、先ほどご指摘申し上げたように、少なくとも首都圏のほとんどの自治体は、国基準よりかなり高い基準で、それを下げるという話はほとんどないので、あまり現実的なものではない。

【委 員】 総論としては、確かに詰め込んでどうこうというのは問題だと思うが、やっぱり各論部分では、実際には両方あり、典型的な話としては、子どもが入園した親からすれば、もうそれ以上入れてくれるなど。これから入ろうとしている親は、もうとにかく、面積基準を緩和してでも、どうにかして入れてほしいと、両方の声が現場ではあって、そういう中で、非常に困ったケースというか、緊急なケースにおいて、やっぱりそういう基準をいかに融通がきくものか、市町村とか現場に近いところに置いているかによって救われる子どもたちも、ほんとうの意味で救われているかということ、やっぱりここに書かれているとおりであるが、そういう意味では、現実にあと5年、10年かかる中で、捨て去られるのか、とりあえず助けられるのかという意味合いにおいては、そこまで国の緩和云々というところに提言として踏み込むべきかというのは、ちょっとご検討いただければと思う。

【会 長】 今のこの3月時点で、国の施策云々というのは微妙過ぎて、これから数カ月の間にもうちょっと、どうなるかわからないが、動くので、今書いてしまうというのは難しいと思う。私の提案としては、ここでご指摘のあたりは既に出されたことだし、保育学会等は事実としてそのとおりでありますので、このぐらいならよろしいのではないかと。

【委 員】 その上の、「最近でも近隣自治体」。

【会 長】 そこはどうか。これは初めて出たかもしれない。

【委 員】 これは、あえて入れる必要もないと思うが。

【会 長】 特段入れなくても、国立市は国立市としてやればいい。

【委 員】 それもわかるが、実際、これについては、我々保護者のほうでも、つくるべきだというふうに歓迎もできないし、そこは意見も分かれているところであるので。ただ、実際に待機児童の問題というのが存在していて、しかし、保育の最低基準とか、保育の質を維持することの重要性というのは確認をされていていっている中で、かなり広く認識が共有されている中では、やっぱり1つの道としては、まさに会長の原案で書かれているように、認可保育所の整備で対応すべきというのは、やっぱり重要なポイントではあると思う。

その一環として、実際、近隣にこういう例があることは事実なので、事実として指摘をしておくことは、今後、これから政策を考えてもらう上で参考になるのではないかということである。

【会 長】 でも、冷静に考えて、私も事実だからいいかなと最初は思ったのであるが、よく考えてみると、そういうふうに近隣の例を出したら、認証保育所に頼っていると

ころもあるとか、民営化しているところもあるとか、切りがない。多摩地区の自治体もいろいろなので。だから、かえって入れないほうが良いような気もするが、いかがか。少なくとも私のつもりとしては、認可保育所の整備の重要性を強く書いたつもりであるが、いかがか。こんなことでよろしいか。

【委員】 今の点に関連して。今の点については、さっき議論になったところについてはそのとおりで結構だと思うが、私の、いただいた案に対してちょっとご提案であるが、私自身は認可保育所の整備で対応するのが本来的・基本的だと思っていないものであるから、当審議会では何々であると考えするというのは、ちょっと私の考えとは違うところがあるので、できれば、そういう意見があったということはもちろん結構であるが、必ずしも認可保育所の整備で対応するのが一番いい、あるいは本来的だということではないと私自身はちょっと思っている。

【会長】 書いた立場で言うと、私は、今の本来的・基本的というのは、少なくとも児童福祉法がある限りにおいては、認可保育所が本来的・基本的だと思うが。つまり、認可という制度が消えたら別であるが、なぜかという、児童福祉法上、市町村に保育に欠ける子どもを預かる義務があるわけで、その保育に欠ける子どもは認可保育所において預かるという、これは義務なのである。それが現実になかなか難しいから苦労しているわけである。だから、本来的・基本的というのは、これは法律の解釈としてそうなのである。

【委員】 であれば、そのように書いていただくほうが良いかなと思っていて。

【会長】 「児童福祉法の趣旨において」と入れるか。

【委員】 かつ、保育に欠けるどういう児童に関してということ。

【会長】 それはそうだが、保育所は保育に欠ける子どもを預かるという大前提は変えようがない。

【委員】 例えば、現時点で保育に欠けないお子さんっているわけである。お母さんが自宅にいらして、働きたいんだけど……。

【会長】 だから、そういう潜在的ニーズの問題は、これは将来的課題。将来といたって来月からかもしれないが、将来的課題であって、この3月時点ですると、潜在ニーズにどう対応するとかいう議論は出しようがないわけである。つまり、児童福祉法の改定がなされない限りは、保育所は保育に欠ける子どもを預かるパターンである。

【委員】 でも、待機児童の解消というときに問題になるケースは、まさに預かってもらえば働けるのに働けないでいるということ。

【会長】 待機児童という範囲は、待機児童というのも保育に欠けるというニーズの判断のもとで成り立つものであるね。私は法律解釈を言っているだけであるが。

【委員】 児童福祉法というのをこちらの修正案で入れていなかったというものであるが、やっぱり法的根拠、特に保育の問題に直接かかることというのは、やっぱり文言を強くする上でも、それは載っているのはしかるべきだと思うので、そこら辺の記述があれば、私も同意できると思う。

【委員】 児童福祉法という根拠をきちんと示して入れていただく。

【委員】 であれば、保育の質を守っていくためにというところが私は引っかかって

いるところの1つであるが。

【会 長】 なるほど。保育の質はほかでもたくさん言っているのですが、児童福祉上、保育に欠けるお子さんを保育所によって預かり、それは認可保育所で行うという、これは自治体の義務であるのご理解いただきたい。

【委 員】 わかった。

【会 長】 そうしたら、13番であるが、これは単に日本語の問題。それから、14番は日本語のミス。それから、15番、16番は、特に私が認定こども園について申し上げたようなことで、私の趣旨も大体15番、16番であるので、正確に書いていただいたと理解したが、いいか。

【委 員】 これもちょっと私は意見がある。

【会 長】 どうぞ、あれば。

【委 員】 無認可保育所を幼稚園に併設することからというのは、私たちはこのケースを見ていないわけである。

【会 長】 そうである。ごらんいただいたのは、それに近いというふうに議論された。

【委 員】 ただ、その幼稚園に併設されていたのは認証保育所であって、無認可保育所と幼稚園の一体型というのは……。

【会 長】 厳密に言えばそうである。

【委 員】 ただ、ここを読む限りでは、私たちが見せていただいたところの保育の質とか、幼稚園の経営の観点から見て問題がありというふうに私たちは判断したんだと読めないことはないような気がする。

【委 員】 ここはちょっと書き過ぎではないかということである。

【委 員】 むしろ、認定こども園についてはここで議論が熟していないことは事実で、実際に認定こども園を視察していない。会長は特にそれを積極的に考えておられるということであったし、我々のほうはちょっと慎重な意見があるが、ここはあくまでも意見が出された、意見もあったということで記載させてもらえれば。

【委 員】 であれば、また先ほどに戻るが、やっぱり立派にやっぴらっしゃる方々もいらっしゃるわけである。認証保育所と幼稚園で併設されていて、私はむしろ感銘を受けたほうで、ほんとうに安全な環境を確保して、一生懸命やっぴらっしゃる。特に待機児童を受け入れるために非常に一生懸命やっぴらっしゃる、それはすばらしいと思っている。だから、そういう意味で不安があるという意見を出されるのであれば、それに対応するようなことも書かなければならないということだと。

【委 員】 少なくとも、安全性云々というところ言えば、それは全く別の印象をこちらは持っているし、これは現場の人たちがそうやって頑張ってカバーしているんだからそれでいいんだ、現場で努力してくれればいいという話ではなくて、やっぱり現場の人たちが、ほんとうにそうやって万一のことが起こっちゃいかんというようなことを、施設的な限界がある中、気を張り詰めながら保育しなきゃならないような状況を少しでも緩和するためには、できるだけ質の高い状態にしたほうがいいというのはあると思うので、現場が頑張っているからいいんだというような話では、それは非常に問題があると思う。

少なくとも認証という形で行っているところですら、少なくとも不安だと思われる要素があり、実際にまた、認証や無認可施設なんかで幼児の死亡事故が増えているというような指摘があつて、これは厚労省での部分で行われることであつて、ましてや認可が、受けてないところということによって、もちろんスタッフが頑張っていることは共有するが。

【事務局】 「認可保育所より基準が低く国庫補助等も得られない」とあるが、認定こども園には国庫補助は出る。

【委員】 幼稚園型の場合、無認可保育所併設であるから（その部分に）補助が出ない、と以前に会長が解説された。

【事務局】 認証と認可の基準は同じである。違いは園庭の有無だけ。

【委員】 園庭がないだけというが、実際、園庭がないのは大きいことだ。園庭がないからこそ子どもが雨天に硬い廊下で遊ばなければならないことになる。

【委員】 認可保育所でも雨の日は屋内で遊ぶではないか。

【委員】 認証保育所であれば年齢層ごとに室内に遊べるスペースがある。認証にはそれが無いから廊下で遊ぶことになる。そういうことを「園庭がないだけ」と片付けるのは不見識ではないか。

【会長】 ちょっと時間もあるので、議論を整理したいのであるが、15番のところ、先ほど事務局から指摘があつたように、「認可保育所より基準が低く国庫補助等も得られない」というのは、私は基準が部分的には低いし、国庫補助も少ないと思うが、こういうふうを書くとならば誤解を招く部分があるというのはたしかであるから、幼稚園型認定こども園について、無認可保育園を併設することから保育の姿勢、経営負担等で不安視するという意見はあるわけであるので、それは出してもよろしいのではないか。別のところでは、要するに認定こども園が1つの方向であるということは書いているわけであるから、そのバランスはある程度とれるんじゃないかというのは私の意見であるが。

【委員】 最終的には会長のご判断に従うが、この後に出された、「しかしながら」というような文脈で入れていただければ、バランスがまた戻るのかなと。

【委員】 前半に非常に肯定的な意見があつて。

【会長】 どこに肯定的と入れるかはちょっとお任せいただいて、バランスをとるようにするが。

【委員】 はい。お願いします。

【会長】 それから、16番のほうは、私の原案のところの生活スタイル・生活リズムというところ、これが幼保連携型において特に当てはまることであるというのはそのとおりなので、また慎重に考えるべきだということなので、このぐらいでもよろしいのかなと。

【委員】 こういうのを次から次に入れていくと、バランスが崩れるわけである。

【会長】 そこは全体数を見てからということ。

【会長】 それから、17番であるが、これはそのとおりであるが、後のほうにあるものを入れ込んだということの問題ないような気がする。

それから、18番のところ、これは十分に現場を見るべきではないかということ
を改めて入れていただいたということであるが、これもそうかもしれない。

では、19番、これは日本語として明確にさせていただくということ。

【委員】 ここがよくわからないのであるが、そもそも「しかし」が入る部分ではない
ところに……。

【会長】 19番のほうであるか。

【委員】 19番。正しくないところに「しかし」と入れているのではないかという
印象があるが。

【委員】 多分それは、読み方の違いということもあるかもしれないが、無制限に保
育のために予算を振り向けることはできないことは明らかだと。他になすべき課題は
国立市において山積しているに違いないということで行くと、だから保育のほうとい
うのはこれ以上に金をかけられないし、場合によっては削ることもやむなしみたいな
感じで、やっぱりなってしまうんじゃないかというふうに考えられると思うわけであ
る。

その点で、後ろのほうでは、審議会としては幼い子どもの保育の問題は最優先事項
であるべきだという認識のもとというふうにあるわけであるので、その点でいうと、
そういうふうにならぬ課題があることはたしかだし、確かに保育のためだけに無
制限に皆さんが受けられるわけじゃないけど、でも、やっぱり最優先の事項として取
り組むという認識が欲しいというような趣旨だと思うので、むしろ、「しかし」を入
れたほうが文脈としては筋道が通るんじゃないかということである。

【委員】 先生のご指摘がそういうことであればそれでいいと思うが、そういう中で
私たちはどういうふうにしたかということをも明言しているだけであって、必ずしも
「しかし」というふうにする必要もないというか。

【会長】 私が文章を書いたときには、「しかし」でもあるが、明確に「しかし」と
もいえないという微妙だったのであるが、入れてもいいのではないかと。すまない。

それから、やっこの一番難しい問題に。ちょっと時間、いささか超えるかもしれ
ないが、1つは、途中で提案したが、場所を動かすことは動かすにしても、節の見出
しについては、その他というよりは、何か明確に3番目の論点、先ほどの子育て支援
も含めているので幾つかあるが、ということを書くということはいかがかと。

【委員】 もう3番目、その他、決まっちゃったということか。

【会長】 いや、今、提案を。

【委員】 ごめんなさい。

【会長】 移して、その上で、最後のページに幾つかあるが、そこを考えると、こ
ういうことなのであるが、まず今の私の、移しながら見出しを改めるといったあたり、い
かがか。

【委員】 具体的には何ページだったか、6ページの8から22行目、保育サービスを
を拡充するためにどうしたらいいかということをお自身は真剣に考えて、その1つの
手段は、民営化を通じて拡大することではないかというふうに議論を組み立ててきた
つもりである。だから、あくまでもやはり民営化という選択肢は、その文脈でぜひ考

えていただければというのが強い思いとしてある。その他というか、名前をつけるにしても、別にしてしまうと、民営化がいいかどうかという話をしたかのような印象になりそうな気がする。

【会 長】 民営化自体が問題ではないということ。

【委 員】 ではない。やっぱり節約して、できるだけ多くの子どもたちを受け入れる、それが必要なことであるとすれば、民営化というのも選択肢の1つとして国立市民でぜひ検討していただくのがいいのではないかという思いでここに入れたつもりである。

【委 員】 この民営化に関する部分の一番最初に、国立市のお金が出てくる。国立市の年間歳出予算総額250億円のうち19億を1,100人の子どものために使っているのだと。これが出てきた時点で、財政から見ている民営化の議論だなという印象を持つのである。

【委 員】 やっぱり子どもの最善の利益というところを財政の面から見ていくのはどうかと思うが。

【委 員】 でも、1つの切り口である。それだけで話をしているつもりはない。

【委 員】 子どもの最善の利益は守られるか。

【委 員】 と、私は強く信じている。

【委 員】 保育の質は下がっていくという。

【委 員】 どうしてそういう議論になるのかよくわからない。

【委 員】 では、民営化をして、保育の質が上がる。保育の質というのはより上げていかなければいけないものだと思う。民営化をして保育の質が上がっているところはあるか。

【委 員】 まだちゃんと調べていないが、可能性は十分あるのではないかと思うが。国立市の、例えば私立の保育園になるわけである。国立市の私立の保育園の水準を考えたときに、公営が民営になって、そんなに質が下がるのかと考えたときに、国立市の民間保育所を見ていたら、そうはならないのではないかと。

【委 員】 公立が私立になるということは、それだけ子どもに負担がかかるということである。

【委 員】 移行のときには確かにそうだと思う。だから、そこはほんとうに慎重にやっていたら必要はあると思うが。

【委 員】 もっと長い目で見たときに、国立に公立公営は4つである。それが減っていくということである。今の国立の保育の水準が維持されているのは、公立が4つあって、いろいろ相談をしながらやってきたからレベルアップをしてきた。そこに、もちろん私立も頑張ってきているという、そういう相互関係があってやってきているものなので、公立は横のつながりが持てるというのが、それは先生たちもそうであるし、保護者もそうである。私立は、保護者はなかなか横のつながりを持ってない現状がある。保育というのは、保育士の先生だけではなくて、保護者もかかわって、市民もかかわってつくり上げていくものだと思う。そういう部分がやはり崩れていくと思う。そうすると、保育の質は下がっていくというふうに思うが。

【委員】 でも、それも確かな証拠はないわけである。

【委員】 民営化の是非というか内容は、他の委員も書かれているように非常にセンシティブな問題でもあるし、ただ、今、私たちがやろうとしているのは、審議の全容を反映する答申を考える、出していくということである。民営化について、私自身も考えるところはあるが、事実としては、提案した委員は、この場で、項目の流れの中で財政から入った云々ということはあるかもしれないが、民営化のことははっきりとおっしゃって、記録にもちゃんと載っているというふうに私は理解している。

そういう流れの中で、1つの選択肢として民営化のことをおっしゃったという事実があるので、それは尊重すべきではないかという意見があったというだけの点では、私は尊重すべきではないかと思うので、3番のその他の項目に入れるとか、載せる、載せないというようなことは、言葉は悪いが、恣意的に、作為的に私には聞こえる。なので、もう少しきちんと、全容を出すのであれば、私はこの言葉は好きではないが、バランスのいい、私たちの審議会の意思を表現したほうがいいと思う。

【委員】 まさに審議の全容を反映する答申にしなきゃならんというところだろうと思う。だから、審議の全容をもっと明らかにするように、つまり、率直に申し上げて、提案された委員がずっと信念を持ってこれを主張されていることはわかるが、少なくとも今のところは、確信を持ってそれを積極的に主張していらっしゃるのはお一人だと思う。

一方で、こういう問題があるという意見も多々出ていることは事実なわけだから、もっとそこが文字どおりバランスよくなるために、こちらは提案を出させていただいたつもりである。認証保育所の話とか民営化のことを我々が言ったときに、それは一例にすぎんとか、印象とか言われたけれども、よくなると確信しておると委員が言われたことは全くの印象論で、それはほんとうにのしをつけてお返ししたいところである。

そういうことはともかくとしても、これは他の委員にもご意見を伺いたいところであるが、意見自体をここから完全に除去しようなどという提案をしているわけではなくて、この問題についてはこういうふうに各論議論沸騰したという事実をきちんと載せようという話なのだから、それに何の問題があるのかと思う。

【委員】 1ついいか。私も答申案のこれを見て、すごくよくまとまっていると思った中で、やはり民営化のことはすごく気になった。この中に書かれていることで、民営化することで生まれた財源がというのがある。待機児童の解消策や保育サービスの充実などに充てられると。でも、私は立場的に言えば公立でやっているけれども、市の財源はバランスよく使いなさいと言われてるので、もしここで保育園が民営化されたとしても、この財源が市の中で保育に行く可能性はほんとうに少ないと思う。確かに少しは待機児とかそういうのに行くかもしれないけれども、一般的に民営化になったら、その分すべて保育のそういうところ、待機児童をたくさん入れられるようにするところを何とかするとか、そういうふうにとられがちだが、やはりそういうふうにはならない。市全体が苦しいんだとしたら、それはまたほかのほうに持っていかれる可能性がすごく大なので、可能性のないところにはあまりかけたくないというのが

私の意見である。

【委員】 もしそうだとすると、どうやって子どもを預けられなくて困っていらっしゃる保護者の方を受け入れられるような体制をつくるのかという疑問に対して、私たちは何も言えないことになると思う。国にお金を要求しよう、都にお金を要求しよう、それがほんとうに国立市の受け入れ児童数を増やすことになるのかと考えたら、それこそ確率は、可能性は非常に低いのではないかと思う。

【委員】 民営化したからといって、別に保育園の数が増えるわけでもないし、変に定員を拡充し過ぎるわけにもいかないから、待機児問題が解消すると言えないだろう、それは

【委員】 でも、財源が浮くわけである。例えば1園を民営化させていただくとすれば、長期的には1億円ぐらい浮くわけである。

【委員】 だから、今他の委員も言われたけれども、国のほうでもそうだけれども、財政が大変だからという話で公立のほうを削る話をやっていけば、では、それで浮いたお金が保育サービス全体に回るなんていう保証は全くない。それどころか、むしろ私立の保育園、幼稚園なんか、私立で民間経営なんだからもっと自助努力しなさいと、補助金を削る流れになったりしたっておかしくはないし、先ほども公立は一般財源化で国保証がなくなってきたし、私立もそうなるかもしれないという話があったわけであって、実際その懸念というのはかなり現実的なものだと思う。

【委員】 だからこそ国立市の中で工夫してお金をつくり出していかなきゃいけないのではないか。

【委員】 だから、財政全体の枠組みを見直すことも含めて、やっぱり保育にもっと優先的な考え方を持つということを審議会としては考えるべきではないかと申し上げているわけである。

【委員】 それはそれで必要なことかもしれないけれども、できることもあるのではないか。

【委員】 いや、だから、できること、それは言っているのではないか。

【委員】 それがほんとうにそういう増やすことにつながっていくかと思ったときに、国立市の市民が納めている税金を少し節約させてもらって、それで財源を増やすことは、それは1つの選択肢ではないかと思うが。

【委員】 だから、財源が浮いたって、受け入れる施設とかサービスが増えなければ待機児は解消されないだろう。

【委員】 でも、それがなければどうしようもないではないか。受け入れるチャンスさえなくなってくる、耐震化を進めるお金、余裕さえないわけである。

【委員】 だから、そこはきちんと市自体の財政全体の中で考えていくべきであると。

【委員】 厳しいから無理だと言われているときに……。

【委員】 ほんとうに無理なのか。国だって、いろんな事業仕分けとかをやっていて、こちらには独立行政法人なんて市にあるわけではないけども、そういうところの中でいろんな問題だって出てきている。こういうことは保育審議会ですることではないと、会長にも以前から言われているし、そう考えて控えているけれども、例えば建設事業

とかの問題だってこれでいいのかというような指摘だってあるわけではないか。ほんとうに保育のほうへ回すお金が市のほうで捻出されないのかというのは、それは行政全般で検討することであって、それ以上のことに踏み込んで、こちらから民営化しなければサービスが起こらないとかいって、積極的に話さなければならない話でもない。保育審議会として積極的に言わなきゃならん話では僕はないと思う。

【委員】 いや、でも、それはちょっと無責任な気がする。

【委員】 どこが無責任なのか。無責任、無責任と言われるけど、だから、ちゃんと市のほうの財政政策の中でも優先的な重点項目として考えるように審議会としては答申してほしいと私も申し上げてきたし、実際無藤先生はそのところを非常に酌み取って案をつくってくださっている。それはすごく感謝している。

【委員】 無責任ということは撤回する。申しわけない。ただ、国立市民として、納税者の立場から考えたときに、例えば民間の保育所であれば、市民は65万ぐらいの負担で済むのに、公立という看板をかけてそこで今までやってこられた。それは立派なことだと思うが、それを引き続きやるということに対しては170万ぐらい、165万、100万ぐらいの差を国立市民は追加で負担することになるわけである。国立市の私立の認可保育所がものすごくひどい状態であれば、それはやっぱり100万円かけてもしっかり法律を守るべきだという議論を私はできると思うが、私立の認可保育所の方が頑張っている中で、特にそんな大きな問題があると聞いているわけではない中で、1人当たり100万円かけて公立を維持するのが納税者の立場から見ると、税金を払う側から見ると、ほんとうに合理的かと考えると、私自身は国立市民が考える余地はあるのではないかと思う、別の選択肢をする。

【委員】 私も納税者として、子を持つ親として、こういうふうに今までも申し上げてきたし、その考えに基づいてこの修正案はつくったつもりである。他の保護者代表委員のお考えもまたあると思うが、僕は少なくともそう思っている。いろんなアンケートも見せていただいたが、保育園でも幼稚園でも、やっぱりもっと補助を増やしてほしいというのがかなり切実な要望として出てくるので、それはどこかを削ることによって実現する話なのかと聞きたいと思う。

何も他の委員の言われていることは断固ここから消すと言っているわけではなくて、言われていることも残しながら、しかし、ほんとうに各論が対立している問題だけを、まさに審議の全容そのものを正確にここに書くべきだろうという提案をしているわけであって、何をそんなに興奮されるのかが私はよく理解できない。

【委員】 文脈というのがあるわけで、私の提案は、あくまでも先ほどから申し上げたように、どうやって国立市で、待機児童がたくさんいる中で、保育サービスを拡充していくかという中で、民営化という選択肢があるのではないかということを書いたかった。

【委員】 だから、それで待機児が解消するという根拠がどういうふうに出てくるのか、さっぱりわからない。

【委員】 先ほど来申し上げているように、最終的には1園民営化すると1億円ぐらい余裕が出ると。

【委員】 その根拠は何か。1園民営化すると1億円浮くという、その根拠は何か。

【委員】 今日まさに見ていただいた図であるが、1人当たりの子どもの保育するための年間の経費というのは100万ぐらい私立と公立で違うわけである。1園大体100人なので、それを民営化するというにすれば年間で1億円ぐらい財政に余裕が出てくる。もちろん長期的にだが、すぐにというわけではない。

【委員】 保育のお金は8割ぐらい人件費と言われている。公立の先生たちは民営化されても、そこで首切りということにはならない。

【委員】 それはすべきではない。

【委員】 それで配置転換になるのかわからないが、それなりの人件費はかかってくるわけである。

【委員】 おっしゃるとおりである。だから、長期的にはということを必ず申し上げている。

【会長】 よろしいか。

【委員】 はい、済まない。

【会長】 今の論争は勉強にはなるが、とにかく報告をまとめるという立場で申し上げたいのだが、私自身の意見は、保育サービスの拡充ということについてある程度書きながら、それとの関連はつけるけれども、3ということで項を改めてはどうかということである。

その上で、具体的な提案として幾つか出されておるけれども、国立市の年間歳出予算総額云々というのは私はなくても大丈夫ではないかと。特に、今日こちらの資料があるので、それは大丈夫ではないかということと、それから、②、③も誤解を招くならそれは省けるということがあると思う。それで、④については委員がご指摘だったと思うので、これをどうするかは検討していただく。それから、⑤についてはそれぞれご指摘があったことだと思うけれども、慎重な意見が大勢というか、多数決をとったわけでもないの、しかし、多数の意見、多数の委員がこういう意見を出されたことも事実だから、できる限りそういう事実在即して書くことはできると思う。

その上で、民営化の是非ということについて、我々はこの審議会の範囲で、今たまたま議論はあったけれども、正面切って議論していないので、それについてはなるべく触れずに、いろいろある選択肢の一つとしては触れるということ。委員としてのご意見の中に、先ほどの数字的計算もいろいろちょうだいしたような気はいたすけれども、申しわけないが、その辺はかなりカットしてこの案がつくってある。

【委員】 はい、もちろん。それはオーケーである。

【会長】 それはいろんな仮定が入っておるので、数字がひとり歩きしてもいけないと思って配慮したところである。

そういう意味で、私の提案としては先ほどから申し上げているような移す方向で、しかしそれなりの位置づけを与えるということと、私は特に④、⑤についてはこのままではなくて、多少何か加えたほうがいい気がしているが、その辺、ちょっとご意見をちょうだいしたい。

【委員】 私も、今申し上げることを反映した形で記述していただければ会長

のご判断に沿いたいと思うが、ぜひ、特に⑤のところは、まさに民営化の議論をしているわけでは、私たちはそれを委託されたわけでもないわけだから、ここまで書き込まなくてもいいのではないか、特に私の意見とのバランスからいうと、書かなくてもいいのではないかというのが少し印象として残っているので、その点もご配慮いただければ、私としては。

【会長】 幾つか危惧の意見がかぎ括弧で並んでいて、それぞれは大事な意見だと思うので、何らかの形で入れたいと思うけれども、どの程度詳しく書くかとか、バランス上のところはお任せいただけるとありがたいのだが。そのぐらいでまとめさせていただいて、最終回のところで見たいいただくのはいかがか。

【委員】 私は結構である。

【会長】 どうぞ。

【委員】 いや、それで合意が図れるのであればいいのである。私はただ、やはりその点については納得していない。きちんと項目の中で話されたことなので、私は項目に挙げて十分いいと思っている。ただ、それで前に進まない審議というのも私は本位でないので、しょうがない。それだけ言わせていただいた。

【会長】 済まない。別にここで多数決で決めているわけではなくて、私としてはバランスをとりただけである。

【委員】 私もいろんな意見があっというところだと思うので、さっき民間を代表して言ったらどうこうというものもあるので、そういうことは言わないけれども、いろんな意見があっ、それはそれぞれに尊重すべきものだと思って、だから、どれをこちら側に寄せるとか、あれとかは、それで納得されるのであればいいが、私は1つの意見としてあると思うし、もちろん民営化しないほうがいいという意見もあると思う。ただ、我々が考えていかなければいけないのは、社会情勢とか国の動きとか、そういうところにもすごく左右されてしまうので、保護者代表委員の3人がおっしゃっていることはすごくよくわかるし、私も何十年もやってきたことだからわかるのだが、そういう中で、今残念ながらこういう状況にあっ、国は金がないというけど、ほんとうに金がないのかみたいな中で。

【委員】 いや、ないのである。

【委員】 仕方なく、いろんなことを考えなきゃいけない。その中で、皆さんの不利益に変更しないとか、いろんな中でどうしたらいいのかということはずっと議論の中で申し上げてきたことであるが、やっぱり多様な選択肢を持っていかないと、これ以降、これが議事録に残るかどうかわからないが、国が何をするかわからないので、いろんな選択肢、方策は、10年後何が正しかったか、20年後何か正しかったかというのはわからないので、夕張になっているかもしれないし、ほんとうに、済まない、市の方がいっぱいいるが、いろんな方策は考えておく必要があるのかと私は思う。

【会長】 基本的に、お手元に届けた案もそうだが、なるべく多様な意見を反映させていくということがあるのだが、同時にこれだけ議論していただいたので、それぞれの案のいい点、悪い点といってもいいけれども、留意点みたいなもの、例えば民営化というのは私はあり得る選択肢の1つであろうと思うけれども、その場合にも注意すべ

きことはたくさんあると思うので、やっぱりそれなしに財政だけでは議論できない。とって、我々は財政をここで議論してもしょうがないが、無視もできないので、触れることも必要だというような、最後に委員がご指摘のことであるが、そういう方向で整理したいと思っている。

9時を大分過ぎたので、ご指摘いただいたことをできる限り反映させて、多分100点満点の答案にならないけれども、何とかやるので。済まない、いいか。申しわけないが。修正した答申については少し前に、余裕を持って皆さん委員にお届けできるようにしてほしい。

【委員】 ほんとうにご苦労さまである。

【会長】 申しわけないが、よろしく願います。では、以上ということで。

— 了 —